

生活支援サービス契約書

医療法人財団中島記念会(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)と連帯保証人 (以下丙という) および身元引受人 (以下丁という) とは、賃貸借(サービス付き高齢者向住宅)の目的である建物デンハウス大森山王(大田区山王3-8-3)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約(以下本契約)を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。また本契約はデンハウス大森山王の賃貸借契約と一体となって行われるものである。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 2 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービス料金は、月額金42,000円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条の料金について、甲は請求書に明細を付して毎月10日までに乙に請求し、乙は、毎月27日までに甲へ現金振り込み又は現金払いの方法で支払います。
- 2 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(サービス料金の算定)

乙は心身の状況に応じ長期の外泊(旅行・入院・入所等)となったとき等、やむを得ない事情と甲が判断した際は30日を基準とした日割り計算にて支払う。

第8条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とする。ただし、事由の如何を問わずデンハウス大森山王(大田区山王3-8-3)における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

第9条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を2か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

第10条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、1か月の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第11条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

第12条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第 13 条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第 14 条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人(以下「丙」という)は本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務について、本契約期間中はもちろん本契約が合意更新・法定更新された場合も乙と連帯して履行の責を負う。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
極度額は、契約時基本サービス料金の4ヶ月相当分とする。
- 3 丙は本契約が終了しても、乙が本契約の精算を完了するまで、連帯保証人としての責を免れることはできない。
- 4 乙及び丙は、丙が死亡したとき、又は無資力、所在不明等の事由により連帯保証人としての責を果たし得ない状態に至ったときは、その旨即日甲に通知する義務を負い、乙は直ちに甲が請求する資格を有する者を連帯保証人として変更又は追加しなければならない。
- 5 乙は次の各号いずれかに該当とした場合に限り、本契約の解除権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委託し、丙はこれを受任する。この場合、丙は本契約の精算を乙の代理人として履行し、乙は丙が行った行為に対して一切の不服を申し立てない他、甲及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしないものとする。
 - (1) 乙が本契約に基づく支払いを引き続き3か月以上遅滞し丙が乙に代わって3か月以上の請求を受けたとき。
 - (2) 乙が甲への通知をせずして所在不明のまま2か月以上経過したとき。
 - (3) 乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
 - (4) 賃貸借契約第17条の規定により甲が本契約を解除したとき。
- 6 乙は本契約の精算を完了するまで、甲の承認なく前項の委任を解約することはできない。

第 15 条(身元引受人)

- 1 身元引受人(以下「丁」という)は本契約期間中はもちろん本契約が合意更新・法定更新された場合も身元引受人としての責を負う。
- 2 丁は本契約が終了し、乙が本契約の精算を完了するまで、身元引受人としての責を免れることはできない。
- 3 乙及び丁は、丁が死亡したとき、または無資力、所在不明等の事由により身元引受人としての責を果たし得ない状態に至ったときは、その旨を即日甲に通知する義務を負い、乙は直ちに甲が請求する資格を有する者を身元引受人として変更又は追加しなければならない。
- 4 乙が疾病等により医療機関及び療養機関又は介護施設に入院入所する必要が生じた場合、

乙は丁に対し本契約の解除権及び上記の入院入所手続きを行う権限を丁に授与するものとする。

5 乙は本物件の明渡しを完了するまで、甲の承諾なく前項の委任を他の者に変更することはできない。

第16条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第17条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、デンハウス大森山王(大田区山王3-8-3)の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第20条(特約事項)

- 1 連帯保証人(第14条)と身元引受人(第15条)はこれを兼ねることができる。
- 2 乙は甲が乙のサービス提供にあたって安否確認の必要があると判断したときは、居室内に立ち入ることを承諾する。

前記の契約を証するため、本書 4 通を作成し、甲と乙及び丙丁は記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

2023 年 月 日

入居者(乙)

<住所>

<氏名>

印

連帯保証人(丙)

<住所>

<氏名>

印

(極度額〇〇〇, 〇〇〇円)

身元引受人(丁)

<住所>

<氏名>

印

事業者(甲)

<住所> 〒143-0023 東京都大田区山王3-9-6
医療法人財団中島記念会

<氏名> 理事長 戸金 隆三 印

